

所得税および復興特別所得税の予定納税（第1期分）

納付期限 平成26年7月1日～7月31日

(注) 土・日・祝日は、金融機関および税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

■ 予定納税とは

前年分の所得税および復興特別所得税の確定申告等に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、原則、その1/3相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めていただくことになっています。

(注) 平成26年分の予定納税基準額については、復興特別所得税の額（所得税額の2.1%）を含めて計算されています。

■ 納税する額

予定納税が必要な方には、6月中旬に所轄税務署から「予定納税額の通知書」が送付されます。この通知書に記載された第1期分の金額が納税する額です。

予定納税額およびその計算の詳細は、「予定納税額の通知書」に記載されています。

■ 予定納税の減額申請

廃業や業況不振、災害などの理由により、平成26年6月30日（月）の現況で、平成26年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、十勝池田税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合は、予定納税の減額申請をすることができます（「平成26年分所得税および復興特別所得税の予定納税額の7月減額申請書」は、国税庁ホームページに掲載しています。また、税務署にも用意してあります。）。

(注) 平成26年分の申告納税見積額については、復興特別所得税の額（所得税額の2.1%）を含めて計算します。第1期分の予定納税の減額申請をする場合は、平成26年7月15日（火）までに上記減額申請書を十勝池田税務署に提出してください。十勝池田税務署は、その申請について承認、一部承認又は却下のいずれかを決定し、その結果を書面でお知らせします。

■ 予定納税額の納付

振替納税を利用している方	納付期限（平成26年7月31日（木））に指定の金融機関の口座から自動的に納付されます。納付期限前日までに口座の残高をご確認ください。
その他の方	納付期限までに金融機関又は十勝池田税務署の窓口で納付してください。 第1期分の納付税額が30万円以下の場合には、送付したバーコード付納付書を使用して、コンビニエンスストアで納付することができます。 また、インターネットを利用して電子納税をご利用いただけます。電子納税をご利用いただく場合の手続については、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご確認ください。

※ 納付には便利な振替納税をご利用ください。

税務職員募集

札幌国税局では、税務職員を募集しています。

税務職員は、人事院が実施する国家公務員採用試験である税務職員採用試験の最終合格者の中から採用されます。

平成26年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

試験の程度▽高校卒業程度

受験資格▽高卒見込みの者および高卒後3年を経過していない者

申込受付期間

▽インターネット

6月23日（月）～7月2日（水）
申込専用アドレス <http://www.jinji-shikan.go.jp/juken.html>

▽郵送または持参

6月23日（月）～6月26日（木）（通信日付印有効）

※ 申込先は、第1次試験地を管轄する人事院地方事務局であり、第1次試験地を道内とする場合は、人事院北海道事務局（〒0042 札幌市中央区大通西12丁目）
☎（011）241・1248）です。

第1次試験▽【基礎能力試験、適性試験および作文試験】

9月7日（日）

第1次試験合格者発表日▽10月9日（木）

第2次試験▽【人物試験および身体検査】

10月16日（木）～10月24日（金）までのうち指定する1日

最終合格者発表日▽11月18日（火）

不明な点は、札幌国税局人事第2課採用担当（☎（011）231・5011 内線2315）または十勝池田税務署（総務課）にお尋ねください。

国民健康保険税の税率について

平成26年度分より、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の「後期高齢者支援金等課税額」に係る課税限度額を16万円（現行14万円）に、「介護納付金課税額」に係る課税限度額を14万円（現行12万円）に引き上げます。

なお、医療分51万円は変更ありません。

また、所得の少ない世帯への軽減措置の拡大も行われますので併せて改正内容をお知らせします。

■ 医療給付費分

加入している被保険者のうち、0歳から74歳までの人に計算します。

区分	賦課基準	税率等
所得割	基準総所得金額による※1	5.0%
資産割	固定資産税の年税額に対して	20%
均等割	被保険者1人につき	27,000円
平等割	1世帯につき	30,000円
特定世帯の平等割	基準要件 最初の5年間 による※2 その後の3年間	15,000円 22,500円
賦課限度額	課税額の上限	51万円

■ 介護給付費分

加入している被保険者のうち、40歳から64歳までの人に計算します。

区分	賦課基準	税率等
所得割	基準総所得金額による※1	0.7%
資産割	固定資産税の年税額に対して	4%
均等割	被保険者1人につき	7,500円
平等割	1世帯につき	9,000円
賦課限度額	課税額の上限	12→14万円

【国民健康保険税の計算のしかた】

国民健康保険税は、医療給付費および後期高齢者支援分、介護給付費分があり、それぞれの所得割額・資産割額・均等割額・平等割額の合計額により決まります。

【納税義務者は世帯主】

国民健康保険では、一人ひとりが被保険者となりますが、加入は世帯ごとになります。

保険税の納付も世帯ごとで、納付義務者は原則的に世帯主です。

また、世帯主自身が他の健康保険に加入しているような場合でも、納税義務者は世帯主（擬制世帯主）で、納税通知書は世帯主あてに送られてきます。（税額は加入者分のみの計算です。）

【やむを得ず失業した人の国保税などの軽減】

倒産や解雇などで、やむを得ず失業した人（非自発的失業者）が国民健康保険に加入した場合、保険税や医療費の負担を軽減する措置があります。

対象者は、雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」として求職者給付を受ける方です。（離職理由コード11・12・21・22・23・31・32・33・34）

ハローワークで発行された「雇用保険受給者証」と印鑑をお持ちになり、福祉課保険係へ届出してください。

軽減の内容は、離職日の翌日から翌年度末日まで、対象者の前年度所得のうち給与所得を100分の30として国保税を算定します。また高額療養費などの自己負担限度額区分を決める時の所得も同様に算定して判定します。

【国民健康保険税の軽減判定について】

軽減が受けられる世帯に該当する場合、軽減の段階に応じて均等割・平等割が減額されますが、平成26年度から次のとおり5割・2割軽減の基準が変更されます。7割軽減の基準は変更ありません。

<平成26年度からの軽減判定所得>

軽減区分	軽減判定所得の計算
7割軽減	世帯の前年中の所得の合計≤33万円（擬制世帯主の所得も含めます）
5割軽減	世帯の前年中の所得の合計≤33万円+24万5千円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）
2割軽減	世帯の前年中の所得の合計≤33万円+45万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の被保険者となった後も継続して同一世帯に属する方です。

問合せ先 役場福祉課保険係 ☎（574）2214